

監事監査報告書

2026 年 6 月 9 日

学校法人 実践女子学園

理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 実践女子学園

監事（常勤） 森 洋 治 ㊟

監 事 馬場 俊和 ㊟

私たち監事は、私立学校法（2025 年 4 月 1 日施行）第 52 条第 1 号及び学校法人実践女子学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第 30 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、学校法人実践女子学園（以下、「学園」という。）の 2025（令和 7）年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、私立学校法第 52 条第 3 号及び第 56 条並びに寄附行為第 30 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他の重要会議に出席し、理事及び職員等から報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類、議事録等を閲覧し、学園の業務及び財産の状況を調査しました。

また、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第 13 条各号に定める体制（以下、「内部統制システム」という。）について、その構築及び運用の状況を調査し、理事及び職員等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

計算関係書類（計算書類及びその附属明細書をいう。以下同じ。）及び財産目録については、会計監査人である東和監査法人から、その独立性と監査に係る法令及び規程の遵守に関する事項、監査業務等の契約の受任及び継続の方針に関する事項及び会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項について通知を受け、当年度に実施した監査の概要の報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めました。

子法人である実践楷企画株式会社については、事業及び決算の報告を求め、必要に応じて、その業務及び財産の状況を調査しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

事業報告書は、法令又は寄附行為に従い学園の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムの整備に関する理事会決議の内容は相当であると認められます。また、内部統制システムに関する事業報告書の記載内容について指摘すべき事項はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であることを認めます。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制は、相当であると認められます。

重要な後発事象として記載すべき事項はありません。

以上